

ジェイ ヘアメイク美容専門学校学則

第1章 総 則

[目 的]

第1条 本校は、教育基本法および学校教育法に基づき、エステ・メイク及び美容師を中心に総合的な美容に関する必要な知識、技能を修得させると共に、愛に満ち溢れたホスピタリティ精神を基本に心身ともに健康で美しい人生創造に深い理解をもち、国際感覚に富む教養を備えた社会人を養成し、社会、業界に寄与することを目的とする。

[名 称]

第2条 本校は、ジェイ ヘアメイク美容専門学校という。

[位 置]

第3条 本校は、千葉県千葉市中央区新宿2丁目14番3号に置く。

第2章 組織、修業年限及び学生定員

[組織、修業年限]

第4条 本校の課程、学科及び修業年限は次の通りとする。

衛生専門課程

美容科 昼間 2年制

但し、令和8年3月31日以前の入学者は従前の例による。

[学生定員]

第5条 本校の収容定員及び学級数は、次の通りとする。

衛生専門課程

美容科 昼間 各学年 120名 計240名

学級数 各学年 3学級 計6学級

但し、令和8年3月31日以前の入学者は従前の例による。

第3章 学年、学期及び休日

[学年、学期の終始期及び入所期]

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

入所は4月とする。

[学 期]

第7条 学期を分けて、次の通りとする。

前 期 4月1日から 9月30日まで

後 期 10月1日から 3月31日まで

[休 日]

第8条 本校の休日を次の通りとする。

(1) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(2) 土曜日、日曜日

(3) 本学園創立記念日 12月22日

(4) 夏期休日 8月 1日から 8月31日まで

- | | | |
|----------|----------|---------|
| (5) 冬期休日 | 12月26日から | 1月5日まで |
| (6) 春期休日 | 3月21日から | 4月10日まで |

第4章 入学、休学、退学及び転学

〔入学資格〕

第9条 本校に入学できる者は、次の通りとする。

高等学校卒業者、又は同等の学力を有する者。

〔入学手続、許可〕

第10条 本校の入学手続きは、次の通りとする。

1. 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第18条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならぬ。
2. 前号の手続きを終了した者に対して、入学試験又は面接を行い、校長が入学者を決定する。

〔転入所〕

第11条 他の指定美容師養成施設の生徒の本校への入所を認める。

但し、転入所に当たっては転入しようとする生徒が就業期間内に美容師養成施設指定規則第4条第1項第1号ハに定める教科課目等が履修できるよう、すでに履修した課目及びその時間数等を十分検討した上で行う。

〔休学、退学及び転学〕

第12条 休学、退学、転学しようとする者は、その事由を付して校長に届出なければならない。

第5章 教育課程及び終始時刻

〔授業科目、授業時数〕

第13条 本校の授業及び授業時数を別表の通りとする。

〔授業の終始時刻〕

第14条 本校の授業終始時刻を次の通りとする。

昼間 午前9時30分より 午後5時10分まで

但し、授業時間は校長が必要と認めた時は、これを変更することがある。

第6章 課程修了の認定及び卒業

〔課程修了の認定〕

第15条 課程修了の認定は、試験の成績並びに出席状況等により行う。

〔卒業〕

第16条 本校所定の課程を終了した者には、卒業証書を授与する。

〔専門士〕

第16条の2 前二条の規定により衛生専門課程美容師科を修了した者には専門士（衛生専門課程）の称号を授与する。

第7章 教職員

〔教職員〕

第17条 本校につきの教職員を置く。

- | | |
|----------|--------|
| (1) 校長 | 1 名 |
| (2) 教員 | 7 名 以上 |
| (3) 事務職員 | 3 名 以上 |
| (4) 学校医 | 1 名 |

第8章 入学金、授業料、その他

〔納付金〕

第18条 本校の入学金、授業料は次の通りとする。

昼間 美容師科

(1) 入学検定料	1年	20,000円		
(2) 入学金	1年	150,000円		
(3) 授業料 (年間)	1年	650,000円	2年	770,000円
(4) 施設費	1年	240,000円	2年	240,000円
(5) 実習費・諸費用	1年	170,000円	2年	170,000円

但し、令和8年3月31日以前の入学者は従前の例による。

第19条 入学金は入学の際に納入しなければならない。

2. 納付金は出席の有無にかかわらず、所定の期日までに納入しなければならない。

第20条 学生が休学したときは、前条第2項の規定にかかわらず納付金を免除することがある。

〔納入金の返還〕

第21条 既に納入された入学金、授業料、及び施設費は、原則として返還しない。

第9章 賞 罰

〔褒 賞〕

第22条 学生が成績優秀にして他の模範となるときは、これを褒賞する。

〔退 学〕

第23条 次の各号の一つに該当する者は、これを退学させる事ができる。

- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 指定した期日までに納付金の納入が行われない者

第10章 附帯事業

第24条 本校の附帯事業として通信課程を置く。通信課程に関する事項は別に定める。

付 則

1. この学則は平成19年4月1日から施行する。
2. この学則施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

付 則

1. この学則は平成22年4月1日から施行する。
付 則
1. この学則は平成23年4月1日から施行する。
付 則
1. この学則は平成25年3月1日から施行する。
付 則
1. この学則は平成26年4月1日から施行する。
付 則
1. この学則は平成28年4月1日から施行する。
付 則
1. この学則は平成29年4月1日から施行する。
付 則
1. この学則は平成30年4月1日から施行する。
付 則
1. この学則は平成31年4月1日から施行する。
付 則
1. この学則は令和2年4月1日から施行する。
付 則
1. この学則は令和3年4月1日から施行する。
付 則
1. この学則は令和3年10月1日から施行する。
付 則
1. この学則は令和4年4月1日から施行する。
付 則
1. この学則は令和5年10月1日から施行する。
付 則
1. この学則は令和6年4月1日から施行する。
付 則
1. この学則は令和8年4月1日から施行する。